一般社団法人OHANA定款

1. 総 則

（名称)

第1条 当法人は、一般社団法人OHANAと称する。

（事務所)

第２条 当法人は、主たる事務所を神奈川県平塚市錦町7番16号サンヒルズ湘南402号に置く。

２ 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

1. 目的及び事業

(目的）

第３条 この法人は、性別、年齢、障害の有無に関わらず、全ての性犯罪被害当事者（刑事、民事問わず、合意のない性的行為全て（レイプ、DV、虐待、セクハラ、モラハラ、差別等）が、安心して心身の回復、社会参加できる社会を実現する事を目的とする。

２　全ての子どもからおとなの人権意識を高め、性犯罪の防止と、全ての犯罪の原因となる貧困、暴力、虐待、いじめ、差別のない社会を実現する事を目的とする。

（事業）

第4条この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ハンドメイド（ものつくり、ものつくりの場）を通して、性犯罪被害当事者が安心して過ごせる「居場所つくり」及び、在宅でもできる就労スキルを習得する事で経済的貧困に陥らない為の自立支援事業
2. 電話、メール、対面による相談事業（情報提供も含む。）
3. 被害当事者同士による思いの分かち合いや寄り添い（ピアカウンセリング）及び、専門職（心理カウンセラー等）による心身回復事業
4. 関係機関（行政相談窓口、医療機関、教育機関、弁護士、裁判所等）への同行支援
5. 地域で活動する市民団体（法人格の有無は特に定めない）、行政や公的機関との横の繋がりを強化する事で、被害後の迅速な対応及び、長期的にわたる精神的ケアを継続できる地域にするためのネットワーク構築事業
6. 相談員の育成事業（当団体が企画する相談員育成プログラム事業）
7. 情報誌や書籍等の発行による、人権啓発活動
8. 講演、勉強会等の開催による性犯罪、いじめ、虐待の防止と被害当事者への理解の周知活動
9. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

（公告の方法）

第５条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

1. 会 員

（会員の構成）

第６条 この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

（入会）

第７条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

（入会金及び会費）

第８条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

２ 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第９条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第１０条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

⑴ この定款その他の規則に違反したとき。

⑵ この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

⑶ その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第１１条 前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 第７条の義務を１年以上履行しなかったとき。
2. 総正会員が同意したとき。
3. 死亡し、又は解散したとき。
4. 社員総会

（構成）

第１２条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

（権限）

第１３条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名

⑵ 理事及び監事の選任又は解任

⑶ 理事及び監事の報酬等の額

⑷ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附

属明細書の承認

⑸ 定款の変更

⑹ 解散及び残余財産の処分

⑺ その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第１４条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（開催地)

第１５条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

（招集）

第１６条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

２ 総正会員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（社員名簿）

第１７条 当法人は、正社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

（議長）

第１８条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決権）

第１９条 社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決議）

第２０条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

（代理）

第２１条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

（決議・報告の省略）

第２２条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

２ 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２３条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第１１条第３項及び第４項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

（社員総会規則）

第２４条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

1. 役員

（役員の設置）

第２５条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事 ３名以上
2. 監事 １名以内

２ 理事のうち、１名を代表理事とする。

（役員の選任）

第２６条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２ 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３ 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

４ 各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

５ 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第２７条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

２ 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。

（監事の職務及び権限）

第２８条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２ 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２９条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２ 監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

３ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４ 理事若しくは監事が欠けた場合又は第２３条第１項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第３０条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第３１条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

第３２条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

⑴ 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

⑵ 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

⑶ この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者と

の間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

２ 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）

第３３条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第６章　理事会

（構成）

第３４条 この法人に理事会を置く。

２ 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３５条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

⑴ 業務執行の決定

⑵ 理事の職務の執行の監督

⑶ 代表理事の選定及び解職

⑸ 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

⑹ 規則の制定、変更及び廃止

（開催）

第３６条 通常理事会は、年１回開催する。

２ 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

⑴ 代表理事が必要と認めたとき。

⑵ 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

⑶ 前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

⑷ 監事から、一般法人法第１００条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。

⑸ 前号の請求があった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（招集）

第３７条 理事会は、代表理事が招集する。

２ 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

３ 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。ただし、前条第２項第３号により理事が招集する場合及び同項第５号により監事が招集する場合を除く。

４ 代表理事は、前条第２項第２号又は第４号の請求があった場合は、その請求があった日から５日以内に、請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

（議長）

第３８条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

（決議）

第３９条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（決議の省略）

第４０条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（報告の省略）

第４１条 理事、又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第４２条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第１５条第３項及び第４項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

（理事会規則）

第４３条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第７章　基 金

（基金の拠出等）

第４４条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

２ 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

３ 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第８章　計算

（事業年度）

第４５条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から（翌年）3月31日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第４６条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２ 前項の書類については、主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第４７条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号及び第２号の書類については、その内容を報告し、第３号から第５号までの書類については、承認を受けなければならない。

⑴ 事業報告

⑵ 事業報告の附属明細書

⑶ 貸借対照表

⑷ 損益計算書（正味財産増減計算書）

⑸ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２ 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の不分配）

第４８条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第９章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第４９条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第５０条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第５１条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１０章　個人情報の保護

（個人情報の保護）

第５２条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

２ 支援活動、勉強会等で知り得た被害当事者の個人情報を理由なく外部に漏らしてはならない。

3　事例等の発表に当たっては被害当事者の安全とプライバシー保護のため、個人が特定されないように厳重に配慮し、人材育成（教育、養成）に当たる時も、周知徹底させる。

第１１章　附 則

（最初の事業年度)

第５３条 当法人の設立初年度の事業年度は当法人設立の日から令和2年3月末日までとする。

（設立時の役員）

第５４条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

(1)設立時理事

南山みどり　　　　　　〒236-0035　神奈川県横浜市金沢区大道1丁目20番16号　　　　　　村上幸枝　　　　　　　〒216-0021 神奈川県川崎市宮前区五所塚2丁目6番地5

安倍未来（職業上の呼称は赤松未来） 〒254-0044 神奈川県平塚市錦町7番16号

サンヒルズ湘南402号

(2)設立時代表理事

　安倍未来　　　　　　〒254-0044神奈川県平塚市錦町7番16号サンヒルズ湘南402号

(3)設立時監事

橋本清 〒243-0804　神奈川県厚木市関口385番地4

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第５５条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所

〒254-0044神奈川県平塚市錦町7番16号サンヒルズ湘南402号

安倍　未来

住 所

〒216-0021神奈川県川崎市宮前区五所塚2丁目6番地5

村上　幸枝

住 所

神奈川県横浜市金沢区大道1丁目20番16号

南山　みどり

（法令の準拠）

第５６条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人OHANA設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和1年8月16日

設立時社員 安倍　未来

設立時社員 村上　幸枝

設立時社員 南山　みどり